

書 評

David K. Wyatt. *The Politics of Reform in Thailand : Education in the Reign of King Chulalongkorn.*
New Haven and London: Yale University Press, 1969.
xix + 425pp.

石 井 米 雄*

1. Walter F. Vella が *Siam under Rama III, 1824-1851* (New York, 1957) を世に問うて以来、すでに10年以上の歳月が経過した。豊富なタイ語文献を縦横に駆使したこの『ラーマ三世王時代史』は、もはやタイ語を学ばずしてタイ国近代史について語る時代は去ったという事実を、きわめて説得的な形で示し、読者に新鮮な感動を与えた労作であった。しかし今、Wyatt の新著を手にし、巻末の文献目録を飾るおびただしい数の公刊、未公刊のタイ語史料を眺めるとき、過去10年間になされたタイ国近代史学の長足の進歩を痛感せずにはいられないであろう。W. A. R. Wood を先駆者とし、W. F. Vella に継承された欧米の Thai historiography は、Wyatt の出現によって新時代を迎えたように思われる。そしてこれはまた、沈滞したタイ国の歴史学界に新風を吹きこみ、厳密な文献批判にもとづく実証的歴史研究の機運をバンコクの少壮歴史学者のなかにまきおこすよすがともなったのである。¹⁾

本書の著者 David K. Wyatt は、1937年生、本年33才の新進歴史学者である。Har-

vard College(B.A. in philosophy), Boston University(M.A. in history)を経て、1960年 Cornell 大学大学院に進み、東南アジア史を専攻した。1962年渡タイしてバンコクの National Archives においてラタナコーシン朝の未公刊文書を精査してその全貌を紹介するとともに²⁾、とくにラーマ五世王時代の政府文書を用いて教育制度の改革過程を研究し、これを698ページに及ぶ Ph. D. 論文 *The beginnings of modern education in Thailand, 1868-1910* (1966) にまとめ上げて、1966年コーネル大学より学位を取得した。Wyatt は、すでにこの論文の完成前、1964年に、講師として英国の SOAS に招聘されているが、これは学界におけるかれの実力の評価の一端を示すものといえよう。その後マラヤ大学講師、ミシガン大学助教授を経て、現在は母校コーネル大学の準教授として東南アジア史を講じている。

Wyatt の研究業績としては、タイ近代教育草創期における Samuel MacFarland の役割を論じた "Samuel MacFarland and educational modernization in Thailand" (1965)、王族・貴族譜の分析から、19世紀に

* 京都大学東南アジア研究センター

1) 本書に対するタイ人歴史学者の評価を示すものとして、Tej Bunnag の書評 (*Sankhomsat Parithat*, Vol. 7, No. 2, Sept.-Nov., 1969, pp. 137-140) がある。

2) David K. Wyatt & Constance M. Wilson, "Thai Historical Materials in Bangkok," *Journal of Asian Studies*, 25 (Nov. 1965), pp. 105-118.

における門閥政治、とくにブンナーク閥の形成過程を解明して近代政治史におけるその重要性を指摘した“Family politics in nineteenth century Thailand”(1966)、1870年から1900年までの30年間における僧侶試験合格者の動勢の解析から、伝統社会における社会的移動の回路としての仏教サンガの役割を論じたタイ・英両語の論文“The Buddhist monkhood as an avenue of social mobility in traditional Thai society”(1966)〔タイ語表題：“Khanasong pen khrūang yok thana khūn nai sangkhom thai boran”(1966)〕、チュラロンコン王の「起居注」ともいべき *Phra-ratchakitraiwan* を、はじめて組織的に紹介した“The diaries of King Chulalongkorn”(1969) など、五世王時代関係の論文が多いが、このほかに、『三印法典』所収の「王室典範」(Kata Maṇḍirapāla=Kot Monthian-ban)の成立年代を、マラッカ史との関係で検討し、「法典」正本の誤写を指摘し、新たな年代を提出した“The Thai Kata Maṇḍirapāla and Malacca”(1967)、*Hikayat Pattani* のタイ語テキストの訳注 Thai version of *Hikayat Pattani*”(1969) などがあり、その関心の幅は広い。

2. 本書における著者の問題関心は序文のなかに明らかに示されている。19世紀後半における西欧列強の帝国主義的進出に抗して、ひとりシャムのみがその政治的独立を保ち得たことは周知のとおりであるが、史家はその理由を、(1)シャムの独立を脅かした英・仏両勢力を、たがいにバランスさせることを許した歴史的状況がたまたま存在していたこと、(2)時宜を得て出現した啓蒙専制君主が、各分野において外国人顧問の勧告を容れ、西欧の先進的な諸制度・技術を強権的に導入することに成功したことの二点に求めるのがつねであった。(Hall, Cady など) 著者はこの通説に対し、「それは生起した歴史的事実を説明せ

ず、単に記述しているにすぎない。かかる歴史過程の形成に決定的役割を果たしたはずの国内的諸要因が、まったく解明されぬまま放置されている」(p. vii)としてこれを批判する。西欧のインパクトに対するシャムの応答は、「古代国家シャムを近代国家タイへ変貌させるための苦悩に満ちたしるし、当然にタイの歴史、社会、文化の内奥から流露したところの創造的応答」(*loc. cit.*)であり、したがって、チュラロンコン王時代史の研究者の中心課題は、挑戦と応戦の模様を単に記述するにとどまらず、一歩進んで、「挑戦を受けとめた主体側の意識と、その応戦の形成にあずかった諸条件とを提示し」、「この力動的・創造的過程をタイ国史の文脈のなかでとらえること (p. viii)」でなければならないという。かつて James N. Mosel は、タイ国を他の東南アジア諸国から区別するきわ立った特徴についてつぎのように述べた。³⁾ 「タイ国の行政組織は、主体的選択にもとづく西欧への適応と、古代インドおよびクメールへのあまたの適応を内包した固有の歴史的伝統との奇妙な混融を示している。この混融の過程において、タイ国は過去との文化的断絶を経験しなかったが、このことから、ひとつの重要な帰結が導き出される。すなわち、政府と行政組織の形式的構造は、たしかになじみ深い西欧のそれと相似的であるが、構造物の内側で営まれる行政行動のパターンは、その構造の形成に先立つ(特殊タイ的な)類型と連続しているという状況が存在していることである。……近代タイ国における行政行動は文化的過去の捕囚である。eadem sed aliter の顕著な事例がそこにあるのだ。」Mosel のこの指摘は、eadem sed aliter の成立過程の実証

3) James N. Mosel, “Thai Administrative Behavior,” in William J. Siffin (ed.) *Toward the Comparative Study of Public Administration*. Bloomington: Indiana University, 1957. p. 278.

的研究こそが、今日のタイの政治状況の理解にとってきわめて重要な意義をもつことを示唆している。チュラロンコン王ラーマ五世の42年の治世中に起こった変革の実証的研究こそは、まさにこの要請に答えるものである。利用可能な史料の不足という状況において、この本質的重要性をもつ時代の研究はもっぱら外国語史料にもとづいて行なわれて来た。⁴⁾本書は、未公刊タイ語史料の利用という新たな武器によって、袋小路に入って研究に突破口を開いた業績としてまず評価されなければならないであろう。変革の「ひとつの側面の精緻な研究が、チュラロンコン王の治世の全体像を浮き上がらす光を投ずることに役立つであろうとの仮定」(p. ix)に立った本書は、教育のケース・スタディを超えて一般的射程をもつ見事な「変革の政治学」である。

3. 本書はつぎの10章によって構成されている。

- 第1章 近代以前の教育とタイ社会
- 第2章 政治と変革 1868-1880
- 第3章 近代教育の草創期 1870-1880
- 第4章 移行期の政治状況 1880-1897
- 第5章 ダムロン親王と教育局 1880-1892
- 第6章 自信欠如と目標不在 1892-1897
- 第7章 新理念の噴出 1898
- 第8章 分業体制 1898-1902
- 第9章 基礎構築の時代 1902-1910
- 第10章 タイ国における近代教育の開始

第1章においては、シャムの伝統的教育がスコタイ時代からラーマ四世に至るまで、政治的、文化的変化に対応して外来の学術の成果を消化吸収しつつ、連続的な発展をとげて来た状況を概観する。

第2章と第4章とは、青年王チュラロンコンのイニシアティブによる「上からの改革」

を可能ならしめるにいたった政治的背景の分析であって、「変革の政治学」への序論をなす重要な部分である。まずはじめに「国内政治への配慮が、外国からの影響ないし圧力とは、比較にならぬほどの重みをもって(シャムの)近代化を方向づけた」(p. 42)チュラロンコン時代初期の政治状況の分析が行なわれる。当時のシャムには三つの政治集団が識別される。第一のそして最も有力なグループは、ラーマ一世以来、カラーホーム(兵部卿)、プラクラング(財務・外務卿)、クロムナー(農務卿)など宮廷政府の枢要の地位を独占し、チャクリ王家の地位を事実上 *primus inter pares* へと引き下げてしまっていたブンナーク家である。中心人物のチャオプラヤー・ボロムマハーシースリヤウォングは、モンクットの登位に貢献し、同王のあつい親任をうけていた老練な政治家であって、未成年のチュラロンコン王の後見役として摂政となったが、病弱な少年王の夭折を期待し、国王大権を干犯してその意中の人物を副王に推挙したほどの、シャムの「事実上の支配者」であった。ブンナーク一族は、一般に「保守派」(*Conservative Siam*)として知られる。ここで「保守派」とは「急激かつ抜本的な変化を拒否し、現状維持を好むが、不可避的な現状の改良のみは認めるという政治的立場を指す。」(p. 46)ブンナークは西欧化を盲目的に拒否はしなかった。西欧に対するかれらの姿勢はその締結にかれらが重要な役割を演じた1850-1860年代の西欧諸国との条約の中に反映している。かれらはアジアにおける西欧の進出に対する *strategic accomodation* の必要性を認め、これを実践したのであった。

第2のグループである「守旧派」(*Old Siam*)にあってはこうした洞察力と才覚とが欠如している。副王ウィチャイチャン親王をその代表とする「守旧派」は、あらゆる変化を恐れ、ひたすら自己の既得権益の確保にのみ腐

4) たとえば Walter F. Vella, *The Impact of the West on Government in Thailand*. Berkeley & Los Angeles: Univ. of California Press, 1955.

心する大小の官僚たちによって構成され、政治的展望を持たず、またあえてこれを持とうともしないいわば端役の群にすぎなかった。xenophobic な反西洋感情の大部分は、かれらによって代表されたのである。

第3の政治集団は、国王チュラロンコンをその領袖として推戴する急進的な少壮エリート官僚たちである。「革新派」(Young Siam)と呼ばれたこれらの「革新派」を構成したのは、チュラロンコンの王弟たち、スリヤウオングらブンナークの専横に反感を抱く、親西欧的な青年貴族たちであった。Young Siam を特徴づけたのは、「若さ」と「改革への意欲」であった。かれらがいずれも、1850年代から60年代にかけて、最初に西欧のインパクトを受けた世代(例: モンクット王、スリヤウオング)の二世であったことを知ることは、その行動様式の理解にとって重要である。つまり、さきの「保守派」にあっては「目的のための手段」に過ぎなかった西欧化が、この世代においてはすでに「伝統的価値の完成あるいは洗練として内在化されていた」(pp. 44~45)のである。チャクリ改革とは、かれらの中に内在化された西欧的理念が、特殊タイ的な土壌の中に開花し結実して行く過程の軌跡であるといってもよいであろう。

1868年から1880年に至る12年間は、チャクリ改革のいわば基調が形成された時期である。1874年末から1875年初頭にかけて発生したいわゆる「前宮事件」は、理念先行型の観念的改革論の挫折を示した象徴的な事件であり、チュラロンコンにとって「不必要とさえ思われるほどの痛みをもって認識され」(p. 62)、その後10年間、改革を思いとどまらしたほどの衝撃を与えた不幸な事件ではあったが、同時にこれは理想主義者チュラロンコンをして、現実主義との調和感覚をそなえた偉大な政治家へと脱皮させる契機ともなったのである。

1880年から1897年までの17年は、抜本的改

革に着手するまでの「移行期」として規定される。チュラロンコンの改革努力をはばんだ旧勢力は、領袖スリヤウオングの死(1883)、兵部卿スラウオングの隠退(1885)、財務卿パヌウオングの隠退(1888)によっていわゆる「ブンナーク三頭政治体制」が消滅するとともに急激な弱まりを見せる。一方少壮政治勢力の「革新派」は、時と共に成長して1889年までに王弟のうち15人までが「クロム」に叙せられて行政上の責任を分担しており、そのうち4人は國務卿に昇進して、権力核心の中枢を占めるに至っていた。こうした権力状況の好転を背景として、「前宮事件」以来、低迷をつづけていたチュラロンコンの改革意欲が再燃する。その導火線の役割を果たしたのが、1885年に提出された⁵⁾「政体変革にかんする王族および官僚の上奏文」である。この上奏文は、外国生活の経験をもつ王弟を含む11名の急進的な王族・貴族が、国王への過大な権力集中を非難し、立憲君主制度の採用による政体変革を主張したかなり激烈な内容をもつ政治文書であったが、王はかれらの非礼を咎めることなく説得的な書簡をもってこれに答え、1892年にはさらにその進言の趣旨に沿った「内閣制度」の導入を行なったのである。この変革は一時成功したかに見えたが、やがて閣員同志の勢力争いという新事態が発生し、そのため行政機能は麻痺状態に陥り、こうした状況のまま1893年の対仏紛争の危機を迎えたチュラロンコン王は、強度の神経症に苦しんだのであった。1894年、ようやくその健康が正常に復したチュラロンコン王は、

5) Wyatt は Prince Chula, Chula, Nai Udom などの記述にしたがって、この上奏文の提出を1887年としているが、かれ自身も引用している「上奏文」テキストにしたがえば、1885年でないといけない。 c.f. Thailand, Fine Arts Dept., comp., *Chaonai lae kharatchakan krap bangkhom thun khwamhen chat kanplianplang ratchakan phaendin r.s.* 103 (Bangkok, 1967), p.46. とくに p. 46 に挿入された「上奏文」原文の写真複製に見える数字に注意。

国防と、国内の秩序確保のための軍隊の近代化、改革に必要とする財源確保を目指した財政改革、治外法権撤廃の基礎条件としての法律制度の整備、中央集権制を実効あらしめるための地方行政組織の確立など、山積する課題の解決に努力を傾注した。そのためにはまず強力な政治体制を確立することを急務と考えた国王は、1896年、12人の閣僚中8人を更迭して、戦略的ポストには有能な王弟を配した。かくして1897年までには権力中枢における新旧世代の交代が完了し、チュラロンコンは名実ともに啓蒙専制君主として抜本的な改革を推進する政治力を備えるにいたったのである。

4. 第3章、第5章、第6章においては、こうした政治的背景の下に実施された教育改革の動きが跡付けられる。タイの近代教育は、国王チュラロンコンの異母弟の中で、もっともすぐれた行政能力を持ち、王の信任のもっとも厚かったダムロン親王の努力によって始められ、多くの問題を内包しながらも、一応順調な発展を示しつつあった。しかしながら、国家安全保障の見地から、地方行政制度の整備に最大の優先度が与えられたとき、文部卿ダムロンラーチャーヌパーブは、突如内務大臣に転出を命じられ、その結果、同親王によって推進されていた教育計画は一頓挫を来した。1892年から1897年までの5カ年間に、ダムロン親王のはじめたタイの教育改革計画は、行政手腕において前任者に劣り、閣内における発言力も微弱な非王族閣僚チャオプラーヤー・パッサコーラウォングの無能力によって矮小化されてしまう。1897年末、11カ月の欧米視察を終え新鮮な感動と改革への新たな意欲に燃えて帰国したチュラロンコン王によって、ふたたび教育改革に拍車が加えられたとき、この挑戦を受けとめる能力を欠いた「パッサコーラウォングの小文部帝国、はもろくも崩れ去ってしまった。」(p. 196) パッサコーラウォングの率いる文部省に、国民教育

を全国的規模に拡大する能力の欠如を看取した国王チュラロンコンは、「最後の手段として」(p. 234) 仏教サンガに地方教育の責任を課し、内務大臣ダムロン親王に協力を命じた。国民教育振興のためサンガ組織を動員するという思い切った措置によって、のび悩んだ地方教育は急速に伸長するにいたる。かくしてチュラロンコン王の指導の下に、ダムロン親王、法王ワチラヤン親王らの有能な異母弟、1902年以降パッサコーラウォングに代わって文相となったプラーウウーティカーンボディらの協力によって近代教育はその基礎構築を完了するのである。

5. 本書の全篇を貫く著者の態度は、徹底した実証主義である。典拠なしには一行の発言をもあえて行なわないという Wyatt の姿勢は、sannitthan(=想像する)の頻発するタイの歴史記述に倦んだ者に爽快な感情を起こさせる。本書を一読した読者は、チュラロンコン王時代史の研究者にとって、「史料がない」と断定することが容易にできなくなった厳しい、しかしタイ国史研究の発展のため喜ぶべき時代が到来したことを知るであろう。ただ本書にもまったく問題がないわけではない。たとえば1902年の「サンガ統治法」が、教育振興のための、国家権力によるサンガ利用の効率化のために制定されたとする著者の指摘は、国家と仏教々団との関係の考察上きわめて重要な意義を有するものであるが、こうした国家権力による強権的なサンガ組織の利用に対するサンガの側の反応ないしは反撓についてはやや掘下げが不足しており、ここに提示された材料のみをもって1902年法の性格を論ずることには問題がのころう。しかし、チャクリ改革遂行の国内政治的背景の解明という、前人未踏の処女地に斧を入れた先駆的業績として、ワイアットの努力は高く評価されなければならないであろう。是非一読をおすすめしたい快著である。